

## 令和7年度 带状疱疹予防接種の費用助成について

令和7年度から65歳以上の方などを対象に、带状疱疹ワクチンの定期接種を実施します（裏面参照）。

村では、令和7年度は、定期接種・任意接種※とも接種費用の一部を助成します。

※ 定期接種以外の予防接種は、すべて「任意接種」です。

任意接種の費用助成は、令和7年度で終了します。

助成金の交付申請を希望される方は、さわか健康センターまたは式根島支所の窓口でお申し込みください。

**助成の対象者** ※下記の要件をすべて満たす方に助成金を交付します。

- ・接種日時時点で、新島村の住民である。
- ・接種日時時点で、満50歳以上である。
- ・令和7年4月1日以降に带状疱疹ワクチンの接種を受け、費用を支払済み。
- ・令和8年3月31日までに助成金の交付申請を完了している。

**ワクチンの種類と助成金額** ※定期・任意とも同額です。

ワクチンの種類	接種料金※	接種回数	助成金額
乾燥弱毒生水痘ワクチン（ビケン）	税込 8,400 円	1 回	4, 0 0 0 円
乾燥組換え带状疱疹ワクチン （シングリックス）	1 回につき 税込 21,400 円	2 回	1 回につき 1 0, 0 0 0 円

※上記の接種料金は、新島村国民健康保険診療所での料金です（令和7年4月1日現在）。接種料金は、医療機関によって異なります。

### 助成の手続きの流れ

まず、医療機関で予防接種を受け、お会計で全額お支払いいただきます。

⇒ さわか健康センターで、接種費用の助成申請

※シングリックスの場合は2回接種後に申請してください。

所定の申請書に必要事項をご記入、下記の書類を添えて提出。

⇒ 申請の審査後、「新島村带状疱疹予防接種費用助成金交付決定通知書」が届きます。

⇒ ご指定の金融機関口座に助成金が振り込まれます。

**申請に必要となる書類** ※下記のすべての書類が必要です。

- ① 住所地を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、住所記載の保険証など）
- ② 予防接種を受けたことを証明する書類（ワクチンの種類が記載された支払明細書）
- ③ 予防接種を受けた医療機関が発行した領収書の原本
- ④ 通帳の写し等、振込先の情報がわかる書類

裏面へ続く⇒

## ～ 带状疱疹ワクチンの定期接種について ～

今年度対象となる方には、予診票をご自宅へ郵送いたします。

集団接種は行いませんので、個別に医療機関で接種を受けてください。

医療機関で2回接種完了後、さわやか健康センターで接種費用の助成金交付申請をお願いいたします。

### 定期接種の対象者

これまで一度も带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがなく、下記に該当する方。

- ① 年度内に 65 歳になられる方
- ② 年度内に 70・75・80・85・90・95・100 歳になられる方  
※令和 11 年度までの経過措置です。  
※令和 7 年度に限り、100 歳以上の方は全員対象です。
- ③ 満 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※上記に該当しない満 50 歳以上の方は、すべて任意接種となります。

### 注意事項

- ・令和 7 年 4 月 1 日より前に 1 回目のワクチン接種を受け、年度をまたいで 2 回目の接種を受けた場合は、2 回目のみ定期接種の対象となります。
- ・助成は年度ごとに行います。令和 8 年 3 月 31 日までに助成の申請を行ってください。期限を過ぎた場合は、助成の対象となりません。
- ・年度内に 2 回目接種を完了できない場合は、1 回目接種のみ定期接種となり、2 回目は全額自己負担による任意接種となります。

### 島外で接種を受ける場合

島外で入院・入所中の方などが、島外で定期接種を受けるためには、新島村が事前に医療機関に依頼をしなければなりません。島外での定期接種をご希望の方は、接種を受ける前に必ずさわやか健康センターまでご連絡ください。

島外定期接種の費用は、申請により一部助成の対象となります。

### ワクチン接種に関するお問合せ

带状疱疹のワクチン接種や、副反応については、主治医や接種を受ける医療機関にお問い合わせください。